

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月6日

佐賀県人事委員会委員長 江崎匡慶

佐賀県人事委員会規則第1号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和32年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表第2 調整基本額表（第2条関係）		別表第2 調整基本額表（第2条関係）	
ア～ウ 略		ア～ウ 略	
エ 高等学校等教育職給料表		エ 高等学校等教育職給料表	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
略		略	
4級	13,100円	4級	13,100円 <u>（学校職員給与条例別表第1の備考の2に定める職員にあっては、13,300円）</u>
オ 中学校・小学校教育職給料表		オ 中学校・小学校教育職給料表	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
略		略	
4級	12,700円	4級	12,700円 <u>（学校職員給与条例別表第2の備考の2に定める職員にあっては、12,900円）</u>
別表第3 調整基本額表（第2条関係）		別表第3 調整基本額表（第2条関係）	
ア～ウ 略		ア～ウ 略	
エ 高等学校等教育職給料表		エ 高等学校等教育職給料表	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
略		略	
4級	12,500円	4級	12,500円 <u>（学校職員給与条例別表第1の備考の</u>

改正前		改正後	
才 中学校・小学校教育職給料表		才 中学校・小学校教育職給料表	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
略		略	
4級	12,200円	4級	12,200円 <u>(学校職員給与条例別表第2の備考の 2に定める職員にあっては、12,300円)</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、令和8年1月1日から適用する。